

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第89号

香川県会計規則及び香川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則
(香川県会計規則の一部改正)

第1条 香川県会計規則(昭和39年香川県規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																						
<p>(準用規定) 第82条 略</p> <table border="1" data-bbox="217 683 1097 879"><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">第71条</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>領収書</td><td>領収した者に記名させ、又は領収書</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	略			第71条	略		領収書	領収した者に記名させ、又は領収書	略			<p>(準用規定) 第82条 前条に規定するもののほか、支出事務の委託については、第70条、第70条の2、第71条本文及び第73条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1207 687 2087 884"><tr><td colspan="3">略</td></tr><tr><td rowspan="2">第71条</td><td>略</td><td></td></tr><tr><td>領収書</td><td>領収印又は領収書</td></tr><tr><td colspan="3">略</td></tr></table>	略			第71条	略		領収書	領収印又は領収書	略		
略																							
第71条	略																						
	領収書	領収した者に記名させ、又は領収書																					
略																							
略																							
第71条	略																						
	領収書	領収印又は領収書																					
略																							
<p>(保管有価証券の受払) 第210条 略 2 略 3 会計管理者又は所の出納員は、第1項の払出しの通知により保管有価証券を払い出さなければならない。この場合においては、保管有価証券還付請求書の所定の欄に署名させ、当該証券を還付するとともに証券受払簿に登録して、整理しなければならない。</p>	<p>(保管有価証券の受払) 第210条 略 2 略 3 会計管理者又は所の出納員は、第1項の払出しの通知により保管有価証券を払い出さなければならない。この場合においては、保管有価証券還付請求書の所定の欄に領収印を徴し、当該証券を還付するとともに証券受払簿に登録して、整理しなければならない。</p>																						
<p>(出納員等の引継ぎ) 第258条 略 2 前項の規定により後任者に引き継いだ関係帳簿等のうち、証券受払簿、現金受払簿及び第255条第3号から第11号までの帳簿の表紙の裏面には、引継年月日を記載するとともに、前任者及び後任者が記名しなければならない</p>	<p>(出納員等の引継ぎ) 第258条 略 2 前項の規定により後任者に引き継いだ関係帳簿等のうち、証券受払簿、現金受払簿、<u>出納簿等</u>及び物品貸付簿の表紙の裏面には、引継年月日を記載するとともに、前任者及び後任者が<u>記名押印</u>しなければならない。</p>																						

ない。

3 略

(検査の終了の証明等)

第269条 検査員は、指定金融機関等の検査を終了したときは、関係帳簿の余白に検査が終了した旨及び検査の終了年月日を記載し、検査員が記名するとともに、現金検定書（第125号様式）を2通作成し、検査員及び指定金融機関等がともに記名の上、1通を指定金融機関等に交付し、他の1通を会計管理者に提出しなければならない。

3 略

(検査の終了の証明等)

第269条 検査員は、指定金融機関等の検査を終了したときは、関係帳簿の余白に検査が終了した旨及び検査の終了年月日を記載し、検査員の印を押印するとともに、現金検定書（第125号様式）を2通作成し、検査員及び指定金融機関等がともに記名押印の上、1通を指定金融機関等に交付し、他の1通を会計管理者に提出しなければならない。

帳簿その他の様式目次中「第2号の2 預金振替通知書 第17条」に改める。

第1号様式中「印」を削る。

第2号様式の2、第2号様式の3、第11号様式及び第12号様式中「印」を削る。

第13号様式中「印」及び「（紛失等により領収書がない場合は、印鑑）」を削る。

第14号様式中「印」を削る。

第25号様式（その1）から第28号様式までの規定中「印」を削る。

第30号様式中「領収印」を「領収者欄」に改める。

第30号様式の2中「印」を削る。

第31号様式の4、第32号様式、第35号様式及び第36号様式中「印」を削る。

第52号様式及び第55号様式中「印」を削る。

第61号様式中「印」を削り、同様に備考として次のように加える。

備考 この様式により難いときは、これに準じた預り書によることができる。

第64号様式及び第65号様式中「印」を削る。

第71号様式から第73号様式までの規定中「印」を削る。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第74号様式の2（第217条関係）

第74号様式の2（第217条関係）

第123号様式（その1）、同様式（その2）及び第125号様式中「㊟」及び「㊦」を削る。

第127号様式中「㊦」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 公用自動車の毀損の場合は、香川県職員服務規程（昭和36年香川県訓令第3号）第19条の2第1項に規定する交通事故報告書（第5号様式）を準用する。この場合において、同様式中「総務部長」とあるのは「会計管理者」、「所属 職氏名」とあるのは「課（所）名 所属長 氏名」とする。第135号様式中「㊦」を削る。

（香川県証紙条例施行規則の一部改正）

第2条 香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第2号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 氏 名 (団体にあっては、その名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p style="text-align: center;">証紙売りさばき人指定申請書</p> <p>証紙売りさばき人の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 証紙売りさばき場所</p> <p>2 証紙買受けに使用する資金額</p> <p>3 1年間の証紙売りさばき見込額</p> <p>4 その他</p> <p>備考 1 次の書類を添付すること。 (1) 証紙売りさばき場所付近の見取図 (2) 証紙買受けに係る資金計画書 (3) 申請者が団体である場合においては、登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の規約等の写し）及び決算書 (4) 申請者が個人である場合においては、住民票抄本 (5) 香川県の県税に滞納がない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書 2 証紙売りさばき人が死亡した場合において、その相続人又は相続人以外の同居の親族が申請するときは、その旨を4その他の欄に記載し、当該死亡した者の売りさばき人証を添付すること。</p>	<p>第2号様式（第4条関係）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>香川県知事 殿</p> <p style="margin-left: 100px;">住 所 氏 名 (団体にあっては、その名称及び代表者の氏名) ㊟</p> <p style="text-align: center;">証紙売りさばき人指定申請書</p> <p>証紙売りさばき人の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。</p> <p>1 証紙売りさばき場所</p> <p>2 証紙買受けに使用する資金額</p> <p>3 1年間の証紙売りさばき見込額</p> <p>4 その他</p> <p>備考 1 次の書類を添付すること。 (1) 証紙売りさばき場所付近の見取図 (2) 証紙買受けに係る資金計画書 (3) 申請者が団体である場合においては、登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、当該団体の規約等の写し） (4) 申請者が個人である場合においては、住民票抄本 (5) 香川県の県税に滞納がない旨の証明書並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書 2 証紙売りさばき人が死亡した場合において、その相続人又は相続人以外の同居の親族が申請するときは、その旨を4その他の欄に記載し、当該死亡した者の香川県売りさばき人証を添付すること。</p>

第6号様式から第7号様式までの規定中 「住所 氏名」を「住所 氏名」に
（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） （団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

改める。

第10号様式中 「住所 氏名」を「住所 氏名」に改める。
（団体にあつては、その名称及び代表者の氏名） （団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）
電話番号

第13号様式、第16号様式及び第17号様式中「回」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。